

平成27年第1回市原市議会定例会議案概要

専決処分承認	……	1件
人事案件	……	1件
条例の廃止	……	2件
条例の新規制定	……	6件
条例の一部改正	……	10件
工事委託契約の変更	……	1件
平成27年度当初予算	……	7件

計 28件

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(訴訟の提起について)

- 本案は、奨学金返還請求に係る支払督促に対して、債務者から督促異議の申立てがなされ、訴訟手続に移行したため、急施を要したので専決処分をしたものである。

専決処分日 平成27年1月14日

◆ (参考) 訴訟の概要

1 当事者 原告 市原市

被告A 東京都墨田区墨田4丁目の女性

被告B 東京都墨田区墨田4丁目の男性

2 事件名 奨学金返還請求事件

3 請求の要旨

(1) 被告A及びBは、原告に対し、連帯して未払いの奨学金返還金240,000円、これに対する平成25年12月31日までの確定遅延損害金387,131円及び平成26年1月1日から支払い済みまで年9.15%の割合による遅延損害金を支払うこと。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

上記の判決及び仮執行宣言を求めるものである。

4 訴訟遂行の方針

(1) 必要に応じ、訴えの変更をする。

(2) 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 本案は、人権擁護委員高石哲巳氏が平成26年12月31日をもって辞任したので、新たに鶴岡康一氏を委員候補者として推薦しようとするものである。

生年月日 昭和23年12月10日

住 所 市原市新堀40番地3

◆ (参考) 略歴

昭和46年3月 仙台大学体育学部卒業

昭和46年4月 千葉県立上総高等学校教諭

昭和49年4月 千葉県立市原高等学校教諭

昭和54年4月 千葉県立磯辺高等学校教諭

平成3年4月 千葉県立千葉高等学校教諭(定時制)

平成13年4月 千葉県立柏井高等学校教諭

平成16年4月 千葉県立長生高等学校教諭(定時制)

平成21年3月 退職

平成21年4月 千葉県立市原緑高等学校再任用教諭

平成22年4月 千葉県立幕張総合高等学校再任用教諭

平成24年4月 千葉県立生浜高等学校再任用教諭

平成25年3月 退職

平成26年4月 新堀町会長

(現在に至る)

議案第3号 市原市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

- 本案は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育の実施基準が子ども・子育て支援法施行規則において、保育の必要性の認定基準として規定されることから、条例に規定する実施基準を廃止するため、制定しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆ (参考) 廃止の概要

子ども・子育て支援新制度開始後は、子ども・子育て支援法施行規則に保育の必要性の認定基準が規定されることから、これに基づいて保育を受ける児童に対して支給認定を行うため廃止する。

なお、子ども・子育て支援法施行規則においては労働時間の下限値など、一部市町村に委任されている事項があるため、子ども・子育て支援法施行細則を制定して対応する。

議案第4号 市原市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について

- 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が特別職となることから、一般職の教育長の給与等の規定を廃止するため、制定しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆ (参考) 廃止の概要

教育長が一般職から特別職に変更になることに伴い、教育長の給与等については市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例に規定されることから、廃止するものである。

なお、施行日において在任中の教育長については、教育委員としての任期が満了するまで現行制度が適用されることから、経過措置を設ける。

議案第5号 市原市附属機関設置条例の制定について

- 本案は、市原市福祉有償運送運営協議会等を地方自治法に規定する附属機関に定めるため、制定しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆ (参考) 制定の概要

地方自治法の趣旨に則り、より適正な行政運営を図るため、事実上の附属機関として運用されており、地方自治法の規定による附属機関と同様の性格を有していると判断できる委員会、協議会等を附属機関として条例設置し、位置づけの明確化を図るものである。(法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除く。)

1 規定する附属機関

- | | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| (1) 市原市福祉有償運送運営協議会 | (15) 市原市生物多様性地域戦略協議会 |
| (2) 市原市地域公共交通会議 | (16) 市原市産業活性化会議 |
| (3) 市原市いじめ問題再調査委員会 | (17) 市原市農業振興地域整備促進協議会 |
| (4) 市原市行政改革推進委員会 | (18) 市原市農政協議会 |
| (5) 市原市入札監視委員会 | (19) 市原市食育推進協議会 |
| (6) 市原市市民活動・協働推進委員会 | (20) 市原市地域救急業務メディカルコントロール協議会 |
| (7) 市原市保健福祉審議会 | (21) 市原市通学通園路事故防止対策協議会 |
| (8) 市原市地域福祉推進協議会 | (22) 市原市通学区域調整委員会 |
| (9) 市原市老人ホーム入所判定委員会 | (23) 市原市特別な教育的支援を必要とする児童生徒に係る支援会議 |
| (10) 市原市地域包括支援センター運営協議会 | (24) 市原市教育支援委員会 |
| (11) 市原市障がい者施策推進協議会 | (25) 市原市美術資料収集選定委員会 |
| (12) 市原市保健事業事故等調査委員会 | |
| (13) 市原市健康づくり推進協議会 | |
| (14) 市原市地球温暖化対策地域協議会 | |

2 規定する主な必要事項

- (1) 設置する附属機関の担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期
- (2) 会長(委員長)及び副会長(副委員長)について
- (3) 委嘱等について
- (4) 会議について

議案第6号 市原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について

- 本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)の制定による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、制定しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆ (参考) 制定の概要

厚生労働省令等で定めることとしていた介護予防支援等に関する基準については、市町村の条例で定めることとされた。本案については、厚生労働省令等を基本に下記基準に留意したものとなっている。

- 1 従うべき基準
 - (1) 介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数
 - (2) 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密保持等に密接に関連するもの
- 2 参酌すべき基準

従うべき基準以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準
- 3 独自性を持たせた基準
 - (1) 申請者から、市原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等を除く。
 - (2) 介護予防支援の提供に関する記録の保存期間を5年間とする。（省令における各種文書の保存期間は2年間）

議案第7号 市原市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について

- 本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）の制定による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準等を定めるため、制定しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆（参考）制定の概要

厚生労働省令等で定めることとしていた地域包括支援センターに関する基準については、市町村の条例で定めることとされた。本案については、厚生労働省令等を基本に下記基準に留意したものとなっている。

- 1 従うべき基準 職員に係る基準及び員数（職員の員数及び人員配置基準）
- 2 参酌すべき基準 基本方針等

なお、これまでも厚生労働省令等の基準に則り、各事業所が適正に事業運営されていることから、厚生労働省令等の基準のとおり規定する。

議案第8号 市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について

- 本案は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者が実際に負担すべき費用について必要な事項を定めるため、改正しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆（参考）制定の概要

特定教育・保育等の利用者負担について定める。

- 1 特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）
 - (1) 保育の必要性がない3歳以上児（1号認定）の負担額
 - (2) 保育の必要性がある3歳以上児（2号認定）の負担額
 - (3) 保育の必要性がある3歳未満児（3号認定）の負担額
- 2 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業など）
 - (1) 保育の必要性がある3歳未満児（3号認定）の負担額
 - (2) 保育の必要性がある3歳未満児（3号認定）の負担額（家庭的保育事業）
- 3 負担額の設定

(1) 負担水準

- ・現行制度における負担水準を維持することを基本とする。
- ・新たに創設された保育短時間認定の負担額については、国の基準に合わせ保育標準時間負担額の98.3%とする。

(2) 同一の給付

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、基本として、同一の給付であるという考えから、利用者負担額についても同一とする。ただし、家庭的保育事業については、現行負担水準を考慮したものとする。

なお、私立保育園利用者の負担額についても、上記で規定する料金表を適用する。

議案第9号 市原市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

- 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆ (参考) 制定の概要

教育長に職務専念義務が課せられることとなり、条例に定めがある場合のみ当該義務を免除することができることから、必要な事項を定める。

職務専念義務が免除できる場合として定める事項

- 1 研修を受ける場合
- 2 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 3 この他、市原市教育委員会が定める場合

なお、施行日以後に任命される教育長から適用することから、経過措置を設ける。

議案第10号 市原市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

- 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆ (参考) 制定の概要

特別職となる教育長の勤務形態については、常勤とされることから勤務時間及びその他の勤務条件を定める必要があるためこれを定める。

現行の教育長の勤務形態を変更するものではないため、特別職となった後も一般職職員と同様の勤務時間及びその他の勤務条件としている。

なお、施行日以後に任命される教育長から適用することから、経過措置を設ける。

議案第11号 市原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、行政手続法の一部改正に伴い、市の機関が行う行政指導に関する手続等に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

1 意見公募手続の新設

市の規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針を定める際に、当該規則等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先と提出機関（30日以上）を定めて、広く一般の意見や情報を求める。

2 行政指導の中止等の求めに関する手続等の新設

(1) 行政指導の方針

相手方に対して、権限を行使し得る場合の根拠条項等を示す。

(2) 行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度）

行政指導が規定する要件に適合しないと思う場合、行政指導をした市の機関にその旨を申し出て、行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。

(3) 処分等の求め（処分又は行政指導を求める制度）

法令又は条例等に違反する事実がある場合に、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思う場合、当該権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、処分又は行政指導をすることを求めることができる。

なお、(2)、(3)ともに、申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、要件に適合しない又は必要があると認めるときは、行政指導の中止その他必要な措置や処分又は行政指導を行う。

議案第12号 市原市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、地方自治法等の規定に基づき議会等に出頭し又は参加した者の実費弁償として支給する旅費について、市から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で出頭し又は参加した場合には支給しないこととするため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆（参考）改正の概要

現行条例では、議会、選挙管理委員会及び農業委員会等に出頭し、又は公聴会に参加した者（以下「証人等」という。）に実費弁償として旅費を支給する旨が規定されているため、市から給料又は報酬を受ける者（以下「市職員」という。）が職務の関係で証人等となった場合においても旅費を支給するものとされている。

市職員が職務を行う際には、条例及び規則において通勤手当及び出張旅費の支給が規定されていることから、二重給付が可能な状態を是正するため改正する。

議案第13号 市原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、国家公務員における給与改定等を勘案し、本市の一般職の職員の給料月額、地域手当の支給割合の改定等を行うとともに、特別職の地域手当の支給割合の改定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う教育長の給与及び市原市附属機関設置条例の制定に伴う委員報酬を定めるため、改正しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日（再任用職員の給料表については平成28年4月1日）

◆（参考）改正の概要

1 一般職

(1) 給料表等の見直し

- ・ 国家公務員（行政職（一））の給料表の改定（平均▲2.0%）に準じて行う。
- ・ 平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置として現給を保障する。
- ・ 平成27年4月1日の昇給に限り、昇給号給数を通常より1号給抑制する。
- ・ 給料等の1.5%減額支給措置は平成30年3月31日をもって廃止する。
- ・ 4級及び5級の職員の昇給について、4級97号給、5級93号給を超えて行わない。

(2) 各種手当の見直し

- ・ 地域手当の支給割合を計画的かつ段階的に引上げ、平成30年4月1日から10%とする。（平成27年度は7.5%、平成28年度は8%、平成29年度は9%）
- ・ 管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に勤務1回につき6,000円を超えない範囲で手当を支給する。

(3) 特定任期付職員の給料表及び業績手当の支給割合の見直し

- ・ 給料表は国に準じて改定する。
- ・ 業績手当支給割合「6月 1.40月、12月 1.55月」を「6月、12月ともに1.55月」に改める。

2 特別職

(1) 教育長関連

- ・ 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例に教育長の給与規定を追加する。（給料月額（72万円）、期末手当（4.10月）、地域手当・通勤手当（一般職と同様））
- ・ 教育長の職務代理者についての表現を「教育委員会」から「教育長」に改める。

(2) 附属機関関連

- ・ 市原市附属機関設置条例の制定に伴い、各部局所管の附属機関の委員報酬を定める。

(3) 地域手当の見直し

- ・ 一般職と同様

(4) 非常勤職員関連

- ・ 非常勤職員の報酬日額限度額を「34,900円」から「34,200円」に引き下げる。（平成30年3月31日までの間、経過措置を設け、現給を保障する。）

3 改正する条例

- (1) 市原市一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (3) 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例

議案第14号 市原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、長期優良住宅建設等計画の認定において、設計住宅性能評価書を添付した場合の認定手数料の追加等を行うため、改正しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日（鳥獣保護法関係事務手数料については平成27年5月29日）

◆（参考）改正の概要

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務手数料

- (1) 手数料の算定根拠
国土交通省からの技術的助言による。
- (2) 手数料

区分		単位	金額	
設計住宅性能評価書を添付している場合	一戸建て	1棟	15,000円	
	共同住宅等の場合の総戸数	5戸以下	1棟	57,000円
		6戸以上10戸以下	1棟	92,000円
		11戸以上25戸以下	1棟	174,000円
		26戸以上50戸以下	1棟	299,000円
		51戸以上100戸以下	1棟	460,000円
		101戸以上200戸以下	1棟	838,000円
		201戸以上300戸以下	1棟	1,143,000円
301戸以上	1棟	1,383,000円		

2 鳥獣保護法関係事務手数料

引用する関係法律の名称改正に伴い改正する。

（改正前）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

（改正後）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

議案第15号 市原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、第6期市原市介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の改正等に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆（参考）改正の概要

1 介護保険料

現在、策定を進めている第6期介護保険事業計画（平成27年度から29年度）において、高齢者人口の増加に伴うサービス供給量の増加などに対応するため、期間中の介護保険給付費の見込みに即した保険料設定とする。

	第5期	第6期
(1) 保険料基準額	月額4,590円	月額4,900円
(2) 保険料段階	12段階14区分	13段階

2 介護予防・日常生活支援総合事業

本事業を実施するに当たり、その円滑な実施への体制づくり等に一定の期間を要することから、実施の猶予を規定する。

議案第16号 市原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び市原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

- 1 認知症対応型通所介護の機能強化
認知症ケアの拠点としての機能強化等
- 2 認知症対応型通所介護の設備の夜間利用について事故対応の義務化
認知症対応型通所介護の設備を利用して、夜間に介護保険外の宿泊サービスを提供することにより事故が発生した場合、利用者保護の観点から、認知症対応型通所介護の提供時と同様の事故対応（関係者への連絡調整、記録、損害賠償対応）を義務づける。
- 3 サービス名称の変更
「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更する。
- 4 条文整備に伴う改正

なお、本市における特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令の基準のとおり規定する。

議案第17号 市原市福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、市原市福祉手当の受給要件に所得基準を設けるため、改正しようとするものである。

施行期日 平成27年9月1日

◆ (参考) 改正の概要

手当での受給要件に所得基準（特別障害者手当等の基準を準用）を設ける。

- 1 基準とする所得
 - 1月～6月の申請 前々年の所得
 - 7月～12月の所得 前年の所得
- 2 所得制限の限度額

扶養親族等の人数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1人	5,656,000	3,984,000	8,596,200	6,536,000
2人	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
3人	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
4人	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5人	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

議案第18号 市原市保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、公立保育所における保育に要する費用の徴収等について必要な事項を定めるため、改正しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

子ども・子育て支援新制度において、特定教育、保育に要する費用（公定価格）については、保護者に対する個人給付を基礎とし、施設が市町村から法定代理受領する仕組みとなっている。（施設型給付の創設）

具体的には、保護者と施設（公立施設の場合は市町村）の直接契約となるため、保護者は当該費用を施設に支払うこととなり、市町村は保育に要する費用を保護者に支給する。（実際は施設が市町村から法定代理受領）

これにより現行制度での保育料徴収根拠である児童福祉法が改正されたため、公立保育所の徴収根拠を定める。

- 1 保育に要する費用を使用料として定める。
- 2 延長保育料の徴収根拠を定める。
「1時間200円」を「30分100円」に改める。
- 3 条文整備に伴う改正

議案第19号 市原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、国民健康保険財政の安定化を図るため、改正しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

国民健康保険の保険料の改正

		改正前	改正後
1 基礎賦課額 (医療分)	(1) 所得割	100分の6.09	100分の6.51
	(2) 被保険者均等割額	16,900円	18,400円
	(3) 世帯別平等割額	23,800円	24,600円
2 後期高齢者支援金 等賦課額(支援分)	(1) 所得割	100分の2.17	100分の2.01
	(2) 被保険者均等割額	7,400円	9,500円
3 介護納付金賦課額 (介護分)	(1) 所得割	100分の1.95	100分の2.33
	(2) 被保険者均等割額	11,100円	13,200円

議案第20号 市原市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、消防団員の確保対策として災害支援団員を任用するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

1 団員の種類を明確化

- (1) 基本団員 災害支援団員以外の全ての団員
- (2) 災害支援団員 規則に定める特定の業務に限って従事する団員

2 災害支援団員の任命要件

消防職員又は消防団員であった者のうち、消防事務の従事に必要な知識経験を有している者とする。

3 団員の報酬(年額)

- (1) 基本団員 24,000円
- (2) 災害支援団員 8,000円

議案第21号 工事委託契約の変更について
(青柳海保線(島野)跨線橋新設工事)

○ 本案は、青柳海保線(島野)跨線橋新設工事について、平成25年7月10日付けで、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社と工事委託契約を締結したが、工事の完了に伴い委託費の精算を行った結果、委託金額の変更が必要となった。

については、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社と変更契約を締結しようとするものである。

◆ (参考) 委託の概要

- 1 委託名称 青柳海保線(島野)跨線橋新設工事
- 2 委託場所 市原市島野
- 3 契約金額
 - 変更前 311,278,000円
 - 変更後 231,218,420円
 - 減額 80,059,580円

議案第22号 平成27年度市原市一般会計予算について

○ 本案は、改訂市原市総合計画及び実施計画「幸輝いちほら」の仕上げとして必要な事業のほか、「危機管理の強化」と「安全・安心に暮らせるまち実現」、「個性輝く活力に満ちたまち実現」、「子育て・教育一番のまち実現」の3つの重点化施策の視点に基づいた「選択と集中」により編成したものであり、歳入歳出予算の総額を90,490,000千円と定めようとするものである。

併せて、継続費3件、債務負担行為2件、地方債30件、一時借入金、歳出予算の流用についても定めようとするものである。

◆ (参考) 予算の概要

一般会計	904億9,000万円	対前年度比4.7%増
特別・企業会計	693億230万円	対前年度比9.7%増
合計	1,597億9,230万円	対前年度比6.8%増

[一般会計の歳出の概要]

議会費(1.0%増)・総務費(7.8%増)・民生費(1.7%増)・衛生費(31.4%増)・労働費(62.3%増)・農林水産業費(7.9%増)・商工費(9.2%減)・土木費(7.3%減)・消防費(3.9%増)・教育費(18.3%増)・災害復旧費(5.3%減)・公債費(9.1%減)・予備費(前年度同額)

議案第23号 平成27年度市原市国民健康保険事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を38,527,600千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、賦課徴収費、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費、諸支出金等を計上した。

歳入は、国民健康保険料、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、一般会計繰入金等を計上した。

議案第24号 平成27年度市原市後期高齢者医療事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を2,311,300千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、賦課徴収費、後期高齢者医療広域連合納付金等を計上した。

歳入は、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を計上した。

議案第25号 平成27年度市原市介護保険事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を17,602,800千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、賦課徴収費、介護認定調査等費、保険給付費、地域支援事業費等を計上した。

歳入は、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金等を計上した。

議案第26号 平成27年度市原市農業集落排水事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を68,700千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、農業集落排水事業費、公債費等を計上した。

歳入は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、一般会計繰入金等を計上した。

議案第27号 平成27年度市原市下水道事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を6,069,900千円と定めようとするものである。

歳出は、維持管理費、松ヶ島終末処理場整備事業費、五井ポンプ場整備事業費、松ヶ島ポンプ場整備事業費、幹線・管渠整備費、公債費等を計上した。

歳入は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、一般会計繰入金、市債等を計上した。

また、継続費1件及び地方債1件についても併せて定めようとするものである。

議案第28号 平成27年度市原市水道事業会計予算について

- 本案は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするものである。
- 収益的収入は、給水収益、一般会計負担金等で2,738,696千円を計上した。
- 収益的支出は、2,738,696千円であり、各施設の維持管理費、減価償却費、企業債償還利子等を計上した。
- また、資本的収入は、企業債、工事負担金で516,320千円を計上した。
- 資本的支出は、1,983,304千円であり、拡張事業費（栢橋地区配水管整備事業等）、配水設備費、企業債償還金等を計上した。
- なお、資本的収入が資本的支出に不足する額1,466,984千円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんする。
- また、継続費1件及び企業債2件についても併せて定めようとするものである。